

出雲市ゼロカーボンシティ加速化事業補助金 Q & A

Q 1：市の補助金と国の他の補助金と併用することは可能か。

A 1：本事業は環境省の補助金を活用しています。他の国庫補助金との併用はできません。

Q 2：補助金の交付決定前に着手することは可能か。

A 2：市からの交付決定がない状態で事業着手することはできません。
交付決定を受けた後に事前着手したことが判明した場合は、交付決定を取り消す場合がありますので、ご注意ください。

Q 3：FIT・FIP 制度が利用できるか。

A 3：本補助金で導入する再エネ発電設備について、補助金交付要綱で FIT・FIP の認定を取得しないこととしているため、余剰電力を含め、FIT・FIP 制度を活用し売電することはできません。

Q 4：FIT・FIP 制度の認定を取得した太陽光発電設備を所有している事業所に対して、補助金を活用して、蓄電池を設置することは可能か。

A 4：補助要綱 別表第 1 の 2 事業所用太陽光発電設備の付帯設備あることが交付要件となっているため、事業所用太陽光発電設備の増設を伴わない蓄電池の設置は、補助対象外となります。

Q 5：補助額の算定に用いる「太陽光発電設備最大出力」について、太陽電池モジュールもしくは、パワーコンディショナーいずれの出力値を用いるのが適切か。

A 5：補助額の算定に用いる「太陽光発電設備最大出力」については、太陽電池モジュールの JIS 等に基づく公称最大出力とパワーコンディショナーの定格出力の合計値の低い方を kW 単位で少数点以下を切り捨てた値を用いるのが適切です。

Q 6：蓄電池については、家庭用であれば 15.5 万円/kWh(工事費込み・税抜き)、業務用であれば 19 万円/kWh(工事費込み・税抜き)を超える単価であっても、それぞれの単価の 1/3 を上限として補助対象となるか。

A 6：家庭用：15.5 万円/kWh(工事費込み・税抜き)、業務用：19 万円/kWh(工事費込み・税抜き)を超える蓄電システムは補助対象外となります。
※家庭用(20kWh 未満)：15.5 万円/kWh(工事費込み・税抜き)
※業務用(20kWh 以上)：19 万円/kWh(工事費込み・税抜き)

Q 7：補助金交付要綱 別表(第 3 条関係) 4 蓄電池(5)に定める「家庭用：12.5 万円/kWh、業務用：11.9 万円/kWh 以下(いずれも工事費込み・税抜き)の蓄電システムとなるよう努めること。」について、どのような取組で本事項を満たすこととなるのか。

A 7：2 者以上の販売事業者から見積書を徴取し、最低価格を提示した事業者の設備を導入することで、本事項を満たすこととします。

その上で、家庭用：12.5 万円 kWh、業務用：11.9 万円/kWh 以下の蓄電システムの導入が困難であった場合は、交付要綱で定める（家庭用：15.5 万円/kWh 等、業務用：19 万円/kWh 等）を上限とする範囲で補助対象とすることができます。

Q 8：蓄電池、車載型蓄電池、充放電設備等を導入する上での注意点は。

A 8：再エネ発電設備との接続や再エネメニューからの電力供給等が必要となります。詳細につきましては、補助金交付要綱をご確認ください。